平成２３年（フ）第６４号
愛知県常滑市港町６丁目98番地の１
債務者　山本　寿子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５０号
名古屋市港区入場１丁目1405番地　ニューコーポ入場二番館504号
債務者　アドヴァンスこと　綿谷　善幸
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７５１号
名古屋市港区入場１丁目1405番地　ニューコーポ入場二番館504号
債務者　綿谷　栄子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８号
島根県大田市大屋町大屋82番地
債務者　片田　公子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１２０号
広島市東区中山新町３丁目21番13―103号
債務者　栗栖真奈美
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６１号
広島市安佐南区川内４丁目12番33号
債務者　君嶋亜希子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１５号
広島市佐伯区隅の浜２丁目10番16―702号
債務者　吉田　光一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９２号
広島市安佐南区安東４丁目18番14号
債務者　島田　陽子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３６号
広島市東区戸坂桜東町８番１―102号
債務者　川越　　彰
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６号
山口県下関市秋根西町２丁目２番32―1001号　アーデント新下関駅前弐番館
債務者　東井　寿子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２６号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字蔭名1285番地２、住民票上の住所徳島県美馬市美馬町字ナロヲ47番地１
債務者　髙木　雪夫
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第２７号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字蔭名1285番地２、住民票上の住所徳島県美馬市美馬町字ナロヲ47番地１
債務者　髙木ハナヱ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第４８号
徳島県阿波市阿波町南川原48番地３
債務者　前出　道則
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第２９号
愛媛県新居浜市庄内町１丁目２番20号
債務者　岡松　　浩
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４７号
愛媛県西条市喜多川383番地７
債務者　小林　幸雄
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５１号
愛媛県西条市中野甲964番地１
債務者　久門　秀美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第５５号
愛媛県新居浜市垣生６丁目４番43号
債務者　池田由里子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
松山地方裁判所西条支部